

令和9年度金沢工業大学大学院工学研究科博士前期課程（修士課程）学生募集要項
〔秋入学早期学内進学〕*2024 入学生

1. 専攻と入学定員

機械工学専攻	18名
環境土木工学専攻	10名
情報工学専攻	40名
電気電子工学専攻	18名
システム設計工学専攻	17名
バイオ・化学専攻	18名
建築学専攻	16名
高信頼ものづくり専攻	3名
ビジネスアーキテクト専攻	6名

2. 出願資格

令和6年4月に本学の学部に入学者、令和9年9月に本学の学部を卒業見込みの者で、次の条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 3年次修了時の専門教育課程科目の累積GPAが3.00以上で修得単位数（卒業に必要な単位に含まれる科目）が116単位以上であり、TOEIC®[※]公開テストスコア600点以上又はTOEFL iBT®スコア70点以上取得している者 ※TOEIC® (Listening & Reading Test) スコア
- (2) 本学大学院工学研究科博士前期課程（修士課程）に進学する者

3. 選考方法

提出書類による審査を行います。

4. 入学試験日程

試験区分	出願受付期間	試験日	合格発表	入学金納入締切日
秋入学早期 学内進学	令和9年7月1日(木)～ 令和9年7月8日(木) (消印有効)	書類審査	令和9年7月15日(木) 15時	令和9年7月30日(金)

合格発表

*合格者には「合格通知」を本人宛に通知します。

5. 出願手続

- (1) 出願先（願書請求先）
〒921-8501 石川県野々市市扇が丘7-1
金沢工業大学入試センター (TEL076-248-0365)
- (2) 出願書類
 - ① 入学志願票〔本学所定の用紙〕
 - ② 副票〔本学所定の用紙〕
 - ③ 活動報告書〔本学所定の用紙〕
 - ④ 学部成績証明書
 - ⑤ 学部卒業見込証明書
 - ⑥ 早期卒業希望者登録申請書〔本学所定の用紙〕
 - ⑦ TOEIC® (Listening & Reading Test) スコア（公式認定証）
又は TOEFL iBT®スコアレポート
- (3) 検定料 30,000円
- (4) 納入された検定料及び提出された出願書類はお返しできませんのでご注意ください。

6. 入学手続

(1) 入学手続は、入学金納入締切日までに入学金を納入することにより完了します。

(2) 入学金

本試験による入学金は0円です。所定の「入学手続確認書」を入学金納入締切日（消印有効）までに提出してください。

7. 入学手続書類の提出

入学手続書類は、合格通知に同封し送付します。所定の期日までに提出してください。

金沢工業大学早期卒業に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、金沢工業大学学則（以下「学則」という。）第25条の2第2項の規定に基づき、金沢工業大学（以下「本学」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定める。

（対象学生）

第2条 早期卒業の対象となる学生は、本学の学部にて3年以上在学（学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。）し、3年次修了時に専門教育課程科目の累積GPAが3.00以上、修得単位数（卒業に必要な単位に含まれる科目）が116単位以上であり、TOEIC® 公開テストスコアを600点以上又はTOEFL iBT®スコアを70点以上取得している者であって、かつ本学大学院工学研究科に進学する者とする。ただし、学則第11条（再入学及び編入学）及び第14条の2（転学部・転学科）に該当する者は対象としない。

（早期卒業希望者の登録）

第3条 早期卒業を希望する学生は、3年次の6月下旬に、早期卒業希望者登録を行わなければならない。

（確認及び選考）

第4条 早期卒業希望者登録を行った学生に対しては、3年次の7月中旬までに、第2条に規定する早期卒業の対象となる学生として適格であるかを確認し、その結果を当該学生に速やかに通知するとともに、事後に選考を行う。

2 前項に規定する確認及び選考を行うため、学長を委員長とする金沢工業大学早期卒業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を組織する。

3 選考委員会の委員は、金沢工業大学部長会の構成員、専攻主任及びその他学長が指名する者とする。

4 確認及び選考された学生を「早期卒業候補学生」という。

（選考等の取消）

第4条の2 早期卒業希望者登録を行った学生が当該登録の取り下げを願い出たとき又は早期卒業候補学生が3年次修了時において第2条に規定する要件を満たすことができなかつたときは、当該学生に係る登録、確認及び選考は取り消す。

（プロジェクトデザインⅢの履修）

第5条 前条に基づき確認された学生（以下「早期卒業候補学生」という。）は、金沢工業大学修学規程第4条の3の規定にかかわらず、3年次後学期からプロジェクトデザインⅢを履修することができる。

2 前条の規定に基づき早期卒業候補学生を取り消された学生は、進級後の4年次前学期からプロジェクトデザインⅢを再度履修することができる。

第6条 削除

（学習指導）

第7条 各学部学科は、早期卒業候補学生の授業計画等に当たっては、適切な措置及び学習指導を行う。

（早期卒業の要件）

第8条 早期卒業候補学生が早期卒業するためには、第2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

1. 学則で定める卒業に要する単位を124単位以上修得していること。

2. 4年次において、本学大学院の秋入学試験に合格し、かつ本学大学院への進学の意味が明確であること。

（早期卒業の時期）

第9条 早期卒業の時期は、4年次の9月とする。

（事務）

第10条 この規程に関する事務は、大学事務局学務部修学相談室が行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年3月31日に現に在学する者については、なお従前の例による。

3 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。

4 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。